県民の友

編集所　和歌山市小松原通一丁目
和歌山県企画広報課
編集印刷人
発行人　中村三郎
印刷所　和歌山県印刷所
印刷　1日11日21日発行
定価一部2円50銭

今後の取引に期待
琉球は純然たる消費地

琉球見本市終る

和歌山県琉球見本市開催用務のため出張中の宮田県商工課長、高橋主事二名が十二日帰県したが、現地事情の概況を次の通り報告した。

琉球は現在米国民政府の統治下にあつて米国民政府長官の任命した行政主席を長とした行政形態であるがその本源は米国民政府にある。琉球国の通貨はB軍票で一ドルが二二〇円レートで売買されており、当時は消費経済より生産経済に如何にして移行すべきかを重要問題として研究しているが、我々の見聞したところによると現在では純然たる消費地であると思われる。

▲金融事情…琉球銀行は琉球唯一の銀行で資本金B円二百万円で株の五十一％は米国民政府が保有している。

市中銀行、外国為替銀行、復興資本金庫等すべてを包括したもので金融操作はこの銀行の運営如何にかゝつている。

▲貿易管理…管理会は日本法規を参考にして作られたもので略々同様である。

▲輸出入の概況…年間日本からの輸入高約四千万ドル、日本への輸出約五六百万ドルといわれている。

このような点から見本市につていはドル獲得の市場として非常に有望であるので琉球市場の獲得には各府県の大小商社ともに大いに力を入れて競争が非常に激しい。今後本県物産の進出にも非常な努力と業者の自覚が最も必要な事であると思われる。

本県展示会は奈良県、九州ブロック等の後をうけて開催したのであるが現地政府、税関、商工会議所、貿易商社並びに会場側の三共デパートの非常な好意と出品商品を厳選したことが効を奏し予期以上の好成績をおさめることができた。琉球市場には日本品が八十％他国商品が二十％出廻つていると言われ一見品物が非常に豊富であり市況の変動が非常にはげしい。出品物に対する引合いは

▲繊維製品…繊維は他の品物より特に豊富であるが、最上品、最下級品においては開拓の余地がある。ネルは非常に引合いが多く有望であるが、冬期が短いため今年中に契約を結ぶことは無理だと思われる。

▲塗品…戦前から紀州とは相当の取引があり現地問屋もこれを希望していたので、これを機会にどんどん取引をしたいと申出る業者が多かつた。意匠等においては戦前と相当変つているので、この点大いに研究する必要がある。

▲食糧品（菓子、鑵詰類）…米軍放出物が非常に出廻つており、砂糖の主産地であるので甘味品は値段が格安でなければ進出の余地が少ない。

▲下駄…しゅうろう製品と同様鹿児島から多く輸入しており現在八十％までは鹿児島製品であるといわれるが、本県出品物中の男女、丸型が好評で来春三月商物組合幹部が仕入れのため来和するとのことで、直ちに契約書を取り交

この業者もある。サンザ[illegible]がすくなく意匠等大いに研究する必要がある。

▲タンス等（家具類）…今までは富崎県産が市場を占めているが製品は非常に悪いため本県出品の整理タンス、洋タンスが評判よく、カタログ見積書を希望してきている。又会場の三共百貨店では今後特約店として契約したい旨申し出があつた。

▲除虫菊製品…琉球は年中蚊帳を吊つているところであるが、蚊取線香を使用するのは上流階級で一般には余り使用されていないが、BHC等は米国軍の関係もあり需要が大きい。新価格による見積書送付希望者もあり価格の点に折合えば大いに有望である。

▲棕櫚製品…今まで鹿児島の問屋経由で本県商品がはいつており、したがつて価格も二割方高く本展示会を通じしゅうろう製品は和歌山が主要産地で価格も安いとの印象を強くし今後直接取引希望者が続出している。

又富里市はパチマ幅の生産地であるので、その原料の晒製の需要も大きく引合も十数社にのぼつている。

▲建具模材…大阪より輸入していたものが価格等の相違により今後直接取引を希望しているもの多く直接県内メーカー宛引合が相当ある見込である。現在までの経済的不安定により戦災後そのまま繁栄の安定と共に本建築に移行しつゝあるので今後ますます需要は増加する見込である。

▲化粧品…メーカーものが非常に多く宣伝費に相当経費がかかるので格安でなければ市場開拓は困難である。

▲武道具…柔道は内地と同様盛況は勿論学校でも相当盛んに行われているので武道具の引合もあつたが、価格の点においてなお研究する必要がある。

▲相撲…みかん、柿（九州もの）等市場にはん濫しているが、紀州ものはやはり古くより知られており条件さえあえば取引希望するものがあつたがクレームの問題が相当大きく取上げられている。

▲その他皮革、代用皮等についても紹介があり、見積書及びサンプルの要求を相当受けている。

以上要するにドル圏内である琉球市場の開拓には非常に競争がはげしいので更に良心的な品質と意匠等についてますます研究する必要を痛感した。

戦跡に記念碑を建て供養

八月一日の条願をきいて琉球商工会議所事務局長の好意により激戦地沖縄の戦跡を廻つたが如何に激しかつたかが七年間を経た今日でも想像されて感慨無量のものがあつた。

一応戦跡も整備されたように思われるが現在でもなお遺骨が市中に埋もれており、遺骨収集の奉仕団の人々の姿が見られたひめゆりの塔や島守の塔、牛嶋中将の割腹の地等に県知事代理の記念碑を建てゝ慰めての供養の一端としてきた。

供米代金を貯金しよう
＝才末貯蓄運動＝

論説
一九五二年の日本

一九五二年という年はよかれあしかれ日本の運命にとつての一つの分岐点であつた。将来の日本にとつて、この年が果して明暗何れの意味をもつかは別として、百年を隔てた後になお特筆大書されるべき重大な内容を持つた一年であることは何人も敢て之をうたがわないであろう。

敗戦の苦杯に過去七年を悩み抜いた我々日本人はもはや自主独立という美辞麗句に、無条件に随喜渇迎する程の甘さは持ち合わせてはいないけれど、しかもなお独立は我々の民族にとつては、一つの大きな懸隔であり希望への一段階であつた。より外部からの圧力を否定しえないにしても少くとも自らの撰んだ途に従つて自ら苦労する事のできる我々の前途には何といつても占領治下に比べてかくだんの明るさがあるといわねばならない。一九五二年はその意味においてやはり「希望の年」であつたというべきであろう。

対外的にはサンフランシスコ講和会議につゞく日華平和条約の締結、中日貿易協定の調印、印日平和条約の締結と順を追つて、国際社会復帰への努力が試みられると共に所謂戦犯に対する国民的な同情のもり上り、民族意識の昂揚戦争の傷あとを癒やそうとする国民的風潮が認められるに到つた事は、本質的には民族の心に希望の灯がともつた事を物語るものであり一九五二年の明るい面をあらわすものという事が出来る。もしもこうした意味に於ける明るさに冷静な批判的精神の裏づけが伴わないとすればそこに所謂逆コース的現象が起つて来るのは当然であつた。振子は未だ大きくゆれているのである。しかし無批判な過去への否定が何物をもたらさないのと同様無批判な過去への肯定もまた無意味以外の何物でもないことはいうまでもない。振子はやがて自然の位置におちつくであろう。

然し乍ら一方我々日本人が「独立」のことにそこばくとなき「希望」と夢を掻きながら恐る恐るカーテンをあけてのぞき見た世界は実に冷厳な世界であつた。二つの歯車のかみ合い乍ら廻転する世界に独立第一歩をたよりない足どりで歩み出した日本に現われ得なかつた色々の矛盾と葛藤が思想面に経済面に次々と表面化して来たからである。

かくて一九五二年は「希望と解放の年」であると同時に希望に伴う「不安の年」解放に伴う「苦難の年」となつたのである。しかし一面の独立国として現在の世界に対決している以上何等の矛盾も不安も困難もなしに安心立命している国家がどこにあろう。まして独立第一歩の国家である日本が「不安」と「苦難」とを経る事なしに独立の甘い果実をのみさぼる事は許されないのが必然であろう。いわば我々は当然のりこえてゆかなくてはならない独立第一歩の関門の前に立つているというべきである。

もしも今日現在にかつての困難を回避したところで近い将来に必ずや同様の事態が更に一層複雑な性質をおびて国民の上に投げかけられるであろう事を思えば我々はむしろ進んで今日の此の苦難を甘受すべきであり、現在が暗ければ暗い程将来の明るさを信じつゝ一つの地道なテストケースを経て独立という言葉に一本のすじ金を通してゆきたいものである。過度の悲観も過度の楽観も無意味である。

たゞ冷厳な批判精神と建設への情熱のみが今日の事態を明るい将来に導くものであり、一九五二年の日本への反省はこの点にこそ最も重要な歴史的意味を示しているのである。

（知事公室長大橋正雄）

入場税 遊飲税 の税率半減

事業税ここもに県の三大税目の一つとしてそこしい県の台所に大きな役割を果してきた入場税と遊興飲食税は今度の改正で来年一月一日から税率がそれぞれ半減されることになりました。

何れもその名の示すとおり県民の皆様の消費娯楽生活に大きな影響をもつ税目なのです。

県税務課では、今度の改正の大要と皆様方へのお願い次のように申しております。

入場税においては従来の分百の税率が百分の五十に百分四〇の税率が百分の二十にそれぞれ下りました。皆様が映画館又はそれ以外の場所に入場する際に支払う料金のうちにはそれぞれ所定の税率により計算した税金が含まれているわけですが、入場券はいまでは映画館なり又は主催者が自分で作成してそれに財務処地方事務所の検査済証印が押して用いて来ました。

この入場券は、今度県において作成したものを各映画館又は主催者に交付して皆様にお目見得することになりました。この券は目下年内には各映画館又は者等に交付致します。

こゝでいつもながら皆様に特にお願いしたいことは映画館などへ入場する際は受付で必ず半券を貰つていただきたいことです。この半券は皆様が入場料金を支払う際に納められた税金の領収証にも等しいもので納められた税金を県へ納入することを約束されることになるからであります。遊興飲食税については従来通りの百分の百であります。

が、料理店貸席カフエーバー旅館等で遊興飲食した場合は百分の十、宿泊等の場合は百分の十、とそれぞれ半減されます。ナ[illegible]回の改正により寮、クラブ等の飲食物を持ちゝんで遊興飲食する場合も同様に課税されることになりました。又業者は遊興飲食税の領収証を皆様に渡さなければならない事になつております。こ[illegible]

ものしり教室

看護婦になるにはどうすればいいか（下）

次に、准看護婦のことについて説明いたします。法律第六条に「准看護婦」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師歯科医師又は、看護婦の指示を受けて傷病者若しくは産婦に対する療養上の世話又は診療の弁助をなすことを業とする女子をいう、とあります。つまり准看護婦は、医師、歯科医師、看護婦の指示がなければ仕事ができないのでありますから独立した仕事ができない訳で、看護の助手という形のものであります。この准看護婦の資格のとり方は、法第八条に「看護婦になろうとする者は、准看護婦試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。」とあり、第二十二条には次のように受験資格が規定されています。

1 文部大臣の指定した学校において、二年の看護に関する学科を修めた者。

2 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者。

なつており、この学校に入学する資格は、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則第八条に、次に掲げる者とあります。

1 高等学校教育法第四十七条に該当する者。

2 中学校を卒業した者で、二年以上の看護婦学校で二年間学ぶ者。

3 前号に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者。

なお、この准看護婦も免許を得ればその日から看護婦として業務についた人であります。つまり、准看護婦になるには、中学校を卒業し准看護婦学校で二年間勉強した後、県知事の行う検定試験に合格し県知事の免許を受けなければなりません。しかし、この准看護婦も免許を得た年以来業務についた人であります。

以上、看護婦の資格と資格について簡単に説明しましたが、本県には次のような看護婦学校があります。

看護婦学校として

和歌山県立高等看護学院（山東市庭町）

和歌山赤十字高等看護学院（和歌山市砂山宮ノ[illegible]）

何れも厚生大臣指定によるものであります。

准看護婦学校として

住友病院附属准看護婦養成所（和歌山市古屋）

野上厚生病院附属准看護婦養成所（海草郡東野上町）

新宮医師会准看護婦養成所（新宮市新宮）

男女同権の現在の社会において如何にみられた専門職業である看護の仕事は、この大学卒業程度の高度の資格を持つた看護婦達によつて、より以上に向上すると共に社会の家庭と婦人の地位の向上に貢献することができる事を固く信じておるのであります。

堆肥舎建設に償還期限十

農作物の増産のため堆厩肥が不可欠の要素であることは広く認識されているが、本県は温度高く而も降雨が多いため地力の減耗が甚しく、その上堆肥置場にも根のないものが多いので成分出がひどく、堆肥舎の設置に対する経費補助の要望が強かつた。

今回農林漁業資金融通法第第六号により補正予算の成立第次のとおり六坪の堆肥舎に対し二万五千円以上の融資がなられることに決つた。

一、融資条件

1、貸付事業体　農業協同組合とする。

2、対象施設及び節用　原則として標準規格に準ずるものとし一事業当り四棟以上を設置するものとする。

3、貸付限度　一事業当り貸付金額の最低限度は[illegible]円以上とする。

4、貸付金の利率は年七[illegible]とする。

生活保護法のあらまし

生活に困つた時は
福祉事務所で相談を

現在わが国の社会では、生活苦の解決はすべてその人たち個人の責任として放置してはありません自分たちの力では生活苦をどうすることもできないすべての人々のために。その生活苦の原因がどうであろうとも、その生活苦の程度に応じて必要な保護をしているのです。そしてこの人々が最低限度の生活を国が保障し、一日も早く生活苦から起ち上つて自分自身の力で生活ができるように生活保護法の制度が確立されています。そして現在この法律によつて保護を受けている人達は全国で約二百七万人、本県では約二万六千人を数えているのです。

生活に苦しんでいる人達はやもするとその日その日の生活におわれ神経も身体も使い果し疲れ切つていますので国が保護しようとするこの制度のことには思いもつかずにいる場合が多いようです。また生活保護法は生活苦を訴える人が自分から申請することを原則としています。もし近所に生活苦のために悩み抜いている人達がありましたらこの制度のあることを親切に教えていただきたいものです。

では生活保護法の保護を受けるにはどうしたらよいか説明することにしましょう。

福祉事務所(又は地方事務所民生課)

生活保護法の仕事をしているのは市では福祉事務所郡部ではそれぞれ所轄の地方事務所民生課ですから保護を受けたい人達や保護についての一切の相談は事務所へ行きさえすれば用が足りる訳です。

町村に住んでいる人たちでその町村に地方事務所がないと大変不便ですがこの場合には町村役場の厚生係まで行けば役場からすべて地方事務所に連絡をとつて必要な手続をしてくれます。

社会福祉主事

生活万端の相談相手として福祉事務所や地方事務所に生活保護法の仕事を専門にする福祉主事がいて生活に困つている人達についと相談やお世話をしています。

保護申請の手続きから決定までの順序

生活保護法の保護を受けるためには先づ申請書を出さなければなりません。この書類は福祉事務所や地方事務所に備付けていて、これに自分や家族の住所、氏名、職業収入及び保護を受けたい理由を簡単に記入すればよく、場合によつては福祉主事が代つて書いてくれます。この手続きが終りますと次に、担当の福祉主事がお宅や勤先、親類等の調査をした上保護を必要と認めたときには、例は毎月の生活扶助費何千何百円と決定し、その額のお金が渡されることになるのです。この申請から決定までの期間は原則として二週間以内、色々と調査に手間どる場合でも三十日以内に処理されますが、その日の生活が実際どうにもならないように急迫しているときにはすぐにでも保護することができますから面談の際にはくわしくお話しをすることが必要です。

町村の方は、町村役場にも勿論申請書がありますから厚生吏員に相談して下さい。申請書が町村役場から即方事務所に送られますと、その町村を担当する福祉主事が面接と調査のためどんな遠いところでも出向いていきますから保護を受けるためにわざわざ地方事務所まで出かける必要はありません。

民生委員

生活に苦しむ人について相談やお世話をする人として福祉主事の外に民生委員がいます。この民生委員は各市町村にいて現在県下で一七六七人に及んでいて、民間人の社会奉仕者として協力することをその大きな任務としています民生委員はその担当区域内の社会生活の万般を具体的によく知りうる立場にありますから生活苦にあえいでいる人達を早く発見し福祉事務所や地方事務所又は町村役場に連絡して必要な保護を受けられるようにすることなどはその大きな役割の一つです。

生活保護の種類とその内容

一、生活扶助―日々の最低生活費に困つている人々に生活費を支給すること

二、教育扶助―児童の義務教育の費用に困つている人々に教育に直接必要な費用を支給すること

三、住宅扶助―すまいの借賃につている人々に必要な費用を支給すること。

四、医療扶助―病があつて医療費や入院費に困つている人々にその費用をお渡して直接医療に必要な材料を買う費用を支払支給すること

五、出産扶助―出産に必要な材料を買う費用や技術を練習する費用を支給すること

六、葬祭扶助―死人があつて葬式等の費用に困つている人々に葬式の費用を支給すること

七、葬祭扶助―死人があつて葬式等の費用に困つている人々に葬式費用を支給すること

別表はいずれも昭和二十七年十月現在である

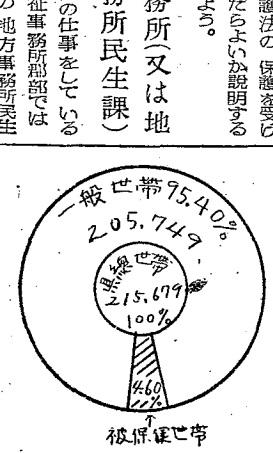

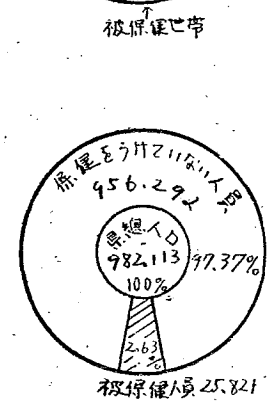

保護種類別被保護人員比及び保護費

種類	人員比	保護費	(比率)
生活扶助	51.8%	14,469千円	(49.4%)
教育〃	16.7〃	1,442〃	(4.9〃)
住宅〃	22.7〃		(1〃)
医療〃	7.8〃	12,749〃	(43.6〃)
葬祭〃	0.03〃		(1〃)
計	100%	29,231〃	(100〃)
		1人当り保護費	1,132円
		世帯〃	2,944円

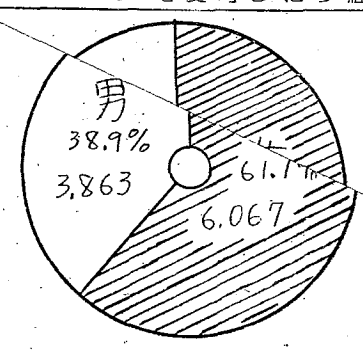

被保護世帯世帯主の労働力類別

世帯主が労働力を有する場合	5,276(53.1%)	世帯主が労働力を有しない場合	4,654(46.9%)
内訳		内訳	
日傭	2,393(45.4%)	60才以上の老者	2,400(51.6%)
自営業	1,373(26.0〃)	傷病者	1,693(36.4〃)
常傭	892(16.9〃)	身体障害者	205(4.4〃)
内職	592(11.2〃)	15才未満の児童	164(3.5〃)
		乳幼児を抱えたか婦	55(1.2〃)
		他	1(0.02〃)
			136(2.9〃)

地方事務所だより

適地適作を奨励

経済課

主食の統制は現在米麦のみを残しているが、今後においても内外の情勢より判断して勿論食糧の自給度を高めることは重要なことである。これと同時に経済情勢の推移に対処して農業経営を合理化し農家経済安定の線に計画的実施を行うことが要諦である。本郡においては既に昭和二十六年四月これ等の状況を見透のもとに、各町村のそれぞれの立地条件に即応した適地適作による農作物の選定と栽培技術の改善による質的向上を図り、農作物の商品化と労力の適正配分による農村副業農村工業の奨励振興に努め、多角的高度集約経営と農家の生活改善に重点を指向した農業振興五ケ年計画を樹立し、町村関係農業団体と一致協力して特に農業改良普及員を奮励して計画遂成に努めている第一年次においては相当な成果を収め、本年は第二年次で更に強力な推進を続けている。又これと同時に水産振興五ケ年計画を樹て殊に本郡沿岸は一本釣、地曳網、中看網の漁業に依存し、地曳網漁業においては個人経営から漸次共同経営乃至組合自営形態に移行し、一本釣漁業においては小型漁船による個人単独経営を主体としており、近年の海況不良に悪いされ漁家経済は下降の傾向を示している。

これを向上せしめるため県外優良漁場への出漁を勧奨し、一本釣漁業において二十六年乃至二十七年度に日本海漁場に五二隻、三七八人の出漁に成功し、相当な成績を挙げたが、今後においても経営の共同、自営化、小型漁船の集約適合、遠洋漁業への進出、協同組織の強化、沿岸増殖の推進、余剰労働力の有効利用等につき漁業制度改革を機に計画遂成を図り、農漁家経済の安定と向上に努力している。

日高の巻

納税は計画的に

税務課

我々日常の生計に於て税負担の比重は相当重く、最近国税所得税の軽減に反し事業所得者にとつては県税事業税は一番苦しいばかりだ、税のことを考えると憂鬱だ」と。不満を洩らす人があります。なるほど、商店で代価を払えば引換に品物が貰え、金銭で何かは求められる現在において、税金は直ちに代償が得られないからでしょうが、県は税収入を財源として、学校、道路、橋等の建設や警察、消防、衛生、農業商工業の振興等の施策を積極的に実施し、住民の福祉と文化の向上をはかり間接的に広く大きく還元していることになつています。

苦しい納税を容易にするための日掛月掛の方法による納税貯蓄組合が各所に設立をみており、納税思想の向上と相俟ち本郡の納税成績は特に良く、感謝の外ありません。適正な課税と徴収には最善の努力を払つておりますが、何分限られた人員と経費の節減等から至らぬ点もありましょうが、納税者各位の正しい申告とお互に納税の促進をはかつて戴きたいものです。

森林計画に基く山林事業について

林務課

近時山林の疲弊は国内著しくその現象であり、特に民有林に於てはその傾向がひどく、このまゝの状態では各種林産物の保続培養はおろか、治山治水の見地からも憂うべきものがあり、民有林の施業計画が重要視されることはいうまでもなく、森林法を改正し恒期的な施業計画を定めるに至りましたすなわち本郡に於ては郡内七つの森林区に分ち左記事項について、それぞれ計画的施業の実施に当つております。

1 造林事業計画は昭和二十七年度に樹立し、日高郡造林五ケ年計画（六、八五二町歩）に基いて事業を遂行中であります。本年度は郡内一、五三二町余の予定で将来の治山治水資源の保続培養を図ることであります。

2 治山事業の花並に山林施業

（イ）本年度復旧計画は郡内八ケ所に対する復旧額は一、三〇万円で、これ等の復旧事業について治山係職員を総出動せしめて指導に当つております。

（ロ）近時頻発する風水害により郡内各所に山地の崩壊を見たのでありますが、その被害は郡内三二ケ所一、六四〇万円の被害額をみました。その復旧は取あえず、緊急復旧分として五八〇万円が決り、それぞれ着工し、今後の台風に備えるための事業の強化をはかつています。

3 林道事業　県の森林計画に基く奥地資源開発はいうまでもありませんが、最近特に用材原木の不足を来し郡内製材業者も悲鳴をあげており、里山には伐期令級の山も少く、奥地開発による原木の輸送は急を要します。郡内に於ては上山路村から奈良県十津川を結び丹生ノ川線は利用区域面積二千余町歩総蓄積七百万石を有する密度であり、これの開発林道計画延長は一万五千米で現在四千三百米が完成し、本年度も二千三百米の開設に着手しており、この状態で行けば後三ケ年余かゝるが、既設林道は大いに利用されその効果を発揮しているが山林関係者は一日も早く完成される日を待望しています。又、一方寒川村滝の上線も奥地林道として認められ本年度から開設すべく準備中でこれからも五百万石の資源が蓄積されることになります。民有林開発林道についても本年度三路線延長三千米、利用面積七百町歩二〇万石が開発され、この外富神村小又川線も開設されこうして改修新設も進みこうして奥地資源の開発は着々とその実をあげつつあります。

◆冬期の天候予想◆

中央氣象台発表

十二月から翌年四月にいたる寒候気の天候予想について、中央気象台から概要次のように公表されたがこれは今後の天候推移に応じて変更されることがあるから、これからの天候予想に留意する必要がある。

1 全般季節予報

イ、今寒候期の天候はやや変動が大きく大陸高気圧およびアリューシャン低気圧がかなり発達することがある。

ロ、近年しばしば現われたような暖冬異変は、その公算が小く、冬を通じては幾分低目（平年並）の平均気温が現われる見込です。しかし単調な経過は予想されず、十一月後半から一月末にかけては、寒さのきびしい時期が二、三回現われますが、年末から一月上旬にかけては一時暖冬気味となるかも知れない。このため十二月一月の気温はやや低目の所が多い。

ハ、二、三月の気温は平年並か所によりやや高く、三月後半期には一時的に暖かくなりそうですが、四月頃には春寒がやや強いかも知れない。

二、北海道や本州日本海側の雪は、北部では並ないしやや多く、北陸以南では並ないしやや少い傾向があり、概して一月には降り易いものと思われる、また本州太平洋側では北部では一月頃、中南部で例年並に二月から三月中にかけて降り易い。月別況は確実ではないが次のように予想される。

全般気圧配置概況

イ、十二月概況　大陸高強目で、北海道附近を寒冷高気圧が現われと見られる、低気圧はをとおりオホーツク海り発達し、中旬から下旬にかけては、冬型の気圧配置が卓越する見込である。天気は日本海側では並ないしやや悪く、太平洋側では幾分良い傾向がある。

ロ、一月概況　冬型の気圧配置はそれ自体としては強目であるがあまり永続きせず、移動性高気圧がときどき本邦に現われ低気圧は日本海に現われ二回発達する見込天気はおおむね冬型が、日本海側ではこうがあるものと

ハ、二月概況　冬型の